

習志野市企業局公告第 176 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び習志野市公営企業会計規程（昭和 49 年公営企業管理規程第 2 号）第 94 条の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和 8 年 10 月 16 日

習志野市企業管理者 竹田 佳司

1. 一般競争入札（電子入札・総合評価落札方式）に付する事項

（1）工 事 名 習志野市企業局新局舎建設工事

（2）工事場所 千葉県習志野市鷺沼台一丁目529 番、530 番及び 531 番の各一部他

（3）工 期 契約日の翌日から令和 12 年 7 月 31 日まで

（ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで）

（4）工事概要

1）工事目的

習志野市企業局（以下「企業局」という。）は、現在の企業局舎が平常時はガス・水道・下水道の 3 事業を運営する拠点となり、災害時は 3 事業の災害復旧拠点となるにも関わらず、別館が昭和 44 年、本館が昭和 49 年、新館が昭和 58 年に建設され、特に別館は、令和 11 年度に築 60 年を迎えるなど、3 館全てにおいて老朽化の進行が顕著となっている。また、業務効率の観点からも局舎の分散は課題であり、常に企業の経済性を発揮すべき公営企業として早急な改善が求められている状況であるため、令和 7 年度に「習志野市企業局 局舎更新基本計画」及び「習志野市企業局 局舎更新基本設計」を策定した。

習志野市企業局新局舎建設工事（以下、「本事業」という。）は、今後の実施設計業務及び施工業務について、民間事業者の創意工夫を取り入れることで、より良好な安全管理と堅牢でメンテナンス性の優れた建物が期待できるとともに、工期短縮、イニシャルコストを含むライフサイクルコスト低減を図れることを期待し、デザインビルド方式（以下、「DB 方式」という。）により実施するものである。

2) 工事内容

① 新局舎（建物概要）

項目	内容
建築面積	約1,240㎡
延床面積	約4,030㎡
構造	鉄骨造（S造）・免震構造（大臣認定）
階数	地上4階

② 新局舎（その他の施設）

項目	内容
駐車場	公用駐車場 34台、来客用駐車場 11台（内、1台は、車いす利用者用駐車施設とすること。）
駐輪場	職員用自転車 40台、職員用バイク 10台、 来客用自転車 10台、来客用バイク 2台
雨水貯留槽	30m ³
防火水槽	40m ³
外構、その他	照明、植栽、シンボルツリー等（基本設計図書を参照のこと）

③ 対象敷地内に残存する工作物等（落札者が解体する工作物等）

項目	内容
外構、その他	フェンス、碎石、埋設配管等

※対象敷地内に残存する工作物等は、「別添資料②：対象敷地図」を参照すること

3) 業務概要

本事業は、DB方式により、総合評価一般競争入札により決定した事業者が、設計業務（実施設計）と建設業務を実施するものである。なお、工事監理業務については、企業局が別途業務を発注する予定である。

4) その他

受注者が行う業務の詳細については、実施要領及び要求水準書、請負契約書（案）に示すとおりである。

(5) 予定価格 4,097,379,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 低入札価格調査基準価格 3,073,034,250円
(消費税及び地方消費税を含む。)

(7) 落札者決定の方法

1) 決定方法

事業者の選定に当たっては、新局舎の整備に要する費用に加え、設計業務及び建設業務等に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することが可能な者を選定するため「総合評価落札方式（加算方式）」により決定する。

2) 総合評価の方法

企業局は、応募者が提出する「資格審査書類」において入札参加資格を確認し、参加者が提出する「実績審査書類」「技術提案書」「入札価格」を総合的に評価して落札者を決定する。評価方法は、別冊の「落札者決定基準」に示すものとする。

総合評価

項目	主な審査内容
①参加資格審査	応募者の「資格審査書類」による参加資格要件等の審査
②技術評価	参加者の「実績審査書類」及び「技術提案書」による評価
③価格評価	参加者の「入札価格」による評価

3) 技術審査会の設置

企業局は、総合評価落札方式により落札者を選定するために、「技術審査会」を設置し、審議を経るものとする。

技術審査会の構成

区分	所属・役職等
企業局	企業局 業務部 部長
	企業局 業務部 次長
	企業局 業務部 企業総務課長
	企業局 工務部 次長
	企業局 工務部 工務管理課長
習志野市	都市環境部 次長
	政策経営部 施設再生課長

4) 学識経験者の活用

企業局は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者に、技術審査会での審議内容について意見聴取を行う。

5) 落札者の決定

落札者は、技術審査会が落札者決定基準に基づいて算定する「技術評価の評価点」と「価格評価の評価点」による「総合評価の評価点」が最も高い事業者を選定し、

企業局が、技術審査会による審査結果や学識経験者の意見を踏まえて、決定する。

なお、審査結果は、参加者に個別に通知するとともに、企業局公式ホームページ等で公表する。

なお、企業局が要求する水準を満たす事業者がいなかった場合は、落札者を決定しない場合がある。

2. 応募者の構成等

応募者の構成は、下記の「（１）応募者の定義」と「（２）参加グループの場合」に規定するとおりとする。

（１）応募者の定義

応募者は、単独企業又は本事業への参加を希望する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、共同企業体による参加は認めない。

また応募者が１者で複数の提案を行うことや、複数の応募者の構成員になることはできないものとする。

（２）参加グループの場合

参加グループの場合は、企業局の契約の相手方となる企業（以下「代表企業」という。）と当該企業から直接業務を受託又は請け負う者（以下「協力企業」という。）から構成され、建設業務に従事する者が１者、実施設計業務に従事する者が１者または複数で構成するものとする。

また、建設業務に従事する者が代表企業となり、参加手続きを代表して行うこと。

3. 応募資格要件

応募者は、下記の「（１）応募者の参加資格要件」と「（２）設計業務の参加資格要件」、「（３）建設業務の参加資格要件」の全ての要件を満たさないと参加できないものとする。なお、本事業に関する内容について、本事業の技術審査会の委員に接触を試みた者は、本入札への参加資格を失う。

（１）応募者の参加資格要件

1) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を、本入札の公告日から落札者決定日までの間、受けていない者であること。

2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本事業の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3) 入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア)親会社(会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア)一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ)一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定のより選任された管財人を現に兼ねている場合。

4) 建設工事にあたっては、次に定める届出の義務を履行している者。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届け出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5) 企業局が委託した「習志野市企業局局舎更新基本設計業務委託」の受託者である「有限会社小泉アトリエ」又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう（以下、同じ）。

- 6) 企業局が委託した「企業局舎更新事業DB事業者選定アドバイザー業務委託」の受託者（協力企業を含む。）である「株式会社URリンケージ」又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

(2) 設計業務の参加資格要件

- 1) 習志野市入札参加資格者名簿に登録されている者であること（登録している業種は問わない。）。
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- 3) 平成 23 年 4 月以降に業務が完了した、以下の要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績のある者であること。なお、共同企業体での設計の場合は、代表者として設計実績のある者であること。
 - ① 免震構造を有する延べ面積が 3,500 m²以上の公共施設又は民間施設（ただし、住宅施設を除き、複合施設の場合は住宅施設以外の用途の延べ面積が 3,500 m²以上の建築物に限る）の新築又は増築に係る実施設計
- 4) 常時 3 か月以上の雇用関係にある者を別冊の「要求水準書」に示す管理技術者として配置できる者であること。

(3) 建設業務の参加資格要件

- 1) 習志野市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、建築一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- 2) 建築一式工事について、経営事項審査の総合評定値（P）が 1,600 点以上の者であること。
- 3) 平成 23 年 4 月以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、以下の要件を満たす工事を元請として施工した実績のある者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績のある者であること。
 - ① 免震構造を有する延べ面積が 3500 m²以上の公共施設又は民間施設（ただし、住宅施設を除き、複合施設の場合は住宅施設以外の用途の延べ面積が 3,500 m²以上の建築物に限る）の新築又は増築に係る建築一式工事
- 4) 常時 3 か月以上の雇用関係にある監理技術者を本事業に専任で配置できる者であること。

4. 入札参加申請

(1) 入札参加方法

1) 入札参加申請

本入札に参加する応募者は、「ちば電子調達システム」により、「入札参加資格確認申請書（様式 1-1）」を提出し、入札参加資格の確認に必要な資料として、「誓約書（様式 1-2）」を含む「資格審査書類」を郵送により提出すること

入札参加資格確認申請書の申請期間・申請方法

申請期間	令和 8 年 11 月 10 日（火）	午前 10 時から
	令和 8 年 11 月 16 日（月）	午後 5 時まで
申請方法	ちば電子調達システムによる	
提出書類	入札参加資格確認申請書（様式 1-1）	
備 考	申請期間は、期間中の午前 0 時から午前 8 時まで及び、ちば電子調達システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。	

資格審査書類の提出期間・提出方法

提出期間	令和 8 年 11 月 10 日（火）	午前 10 時から
	令和 8 年 11 月 16 日（月）	当日消印まで有効
提出方法	1 5. 問い合わせ先（申込窓口）に郵送（習志野郵便局留め）	
提出書類	資格審査書類（誓約書（様式 1-2）を含む）	2 部
	上記の提出書類の電子データ（CD-ROM）	1 部

2) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を確認した場合は、令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時までに、ちば電子調達システムにより通知する。

なお、入札参加資格の有無を確認した後、入札参加資格を有する各参加者には「受付記号」を通知することから、後日提出する技術提案書などに記入すること。

また、入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することはできない。

5. VE 提案の適否に対する対話の実施

企業局は、入札参加資格がある旨の通知を受けた参加者を対象に、参加者が想定する、「基本設計図書」で示された内容を変更する提案（以下「VE 提案」という。）について、その適否の判定を企業局が行うことを目的に、希望する参加者と対話を実施するものとする。この対話は、個別の参加者と企業局の対面形式により行う。VE 提案に関する詳細は、別冊の「VE 提案実施要領」を参照すること。

（１）個別対話の申請

ＶＥ提案に基づく個別対話を希望する参加者は、「ＶＥ個別対話希望申請書（様式３－１）」を「１５．問い合わせ先（申込窓口）」まで電子メールにより提出すること。

ＶＥ個別対話希望申請書の提出期間・提出方法・提出書類

提出期間	令和８年１１月２５日（水） 午前１０時から	
	令和８年１１月２７日（金） 午後５時まで	
提出方法	１５．問い合わせ先（申込窓口）に電子メールで提出、後日、原本を郵送。	
提出書類	ＶＥ個別対話希望申請書（様式３－１）	１部

個別対話の申請は、入札参加申請において「入札参加資格確認通知」を受けた者のみとする。

（２）ＶＥ提案書類の提出

ＶＥ提案に基づく個別対話を希望する参加者は、下記の提出書類を郵送により提出すること。

ＶＥ提案書類の提出期間・提出方法・提出書類

提出期間	令和８年１１月２５日（水） 午前１０時から		
	令和８年１１月２７日（金） 当日消印まで有効		
提出方法	１５．問い合わせ先（申込窓口）に郵送（習志野郵便局留め）		
提出書類	ＶＥ提案書類	ＶＥ提案書（表紙）（様式３－２）	１０部
		ＶＥ提案（一覧表）（様式３－３）	
		ＶＥ提案（詳細）（様式３－４）	
	ＶＥ提案書類の電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ）		１部

（３）個別対話の実施日

個別対話は、令和８年１２月９日（水）から令和８年１２月１１日（金）の午前９時３０分から午後５時３０分の間で入退出の時間も含めて２時間程度とする。

個別対話に参加する事業者の日時や会場は、別途、令和８年１２月２日に個別にメールにて通知する。（令和８年１２月１１日（金）は予備日とする）

（４）対話結果の通知及び公開等に関する取扱い

１）審査結果の通知

各ＶＥ提案の採否結果は、令和８年１２月２２日に、ＶＥ提案審査結果通知書にて採否の理由を付して、当該ＶＥ提案を行った参加者に個別に通知する。

なお、ＶＥ提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

2) V E 提案の公開等に関する取り扱い

- ① V E 提案の採否の結果は、当該 V E 提案を行った参加者に個別に通知し、採用となった V E 提案項目は、原則、全て公開するものとする。但し、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある V E 提案項目は公開しない。なお、V E 提案項目の公開の有無は、個別対話時に参加者の意向を確認する。
- ② V E 提案に係る審査の議事録等は非公開とする。
- ③ V E 提案の採否の結果に関わらず、その V E 提案が一般的に使用されている状態であると企業局が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、企業局は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- ④ 落札者の技術提案書及び入札価格に反映された V E 提案は、本事業に関し、企業局が無償で使用できるものとする。

6. 入札及び技術提案書の提出

(1) 入札方法等について

1) 入札方法

参加者は、ちば電子調達システムにより入札価格を入力すること。この際、「内訳書（様式 6-1）」を、ちば電子調達システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

2) 入札価格

落札価格は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札すること。

3) 入札提出期間

入札書の提出期間は下記のとおりとする。

提出期間	令和 9 年 1 月 25 日（月）	午前 10 時から
	令和 9 年 1 月 29 日（金）	午後 5 時まで
提出方法	ちば電子調達システムによる	
提出書類	内訳書（様式 6-1）	

（２）技術評価に関する書類

１）技術評価に関する書類

参加資格審査の通過者は、本事業の実施にあたり、要求水準書等の内容に基づいた「技術提案書」と、参加者の業務実績等を評価する「実績審査書類」の技術評価に関する書類を郵送により提出するものとする。

なお、ＶＥ提案で採用が認められたＶＥ提案項目は、「基本設計図書」で示された内容を変更した上で、技術提案書を提出することができる。

また、公表されたＶＥ提案項目は自社が提案したものでなくとも技術提案書を提出することができるものとする。

技術評価は、提出された「実績審査書類」と「技術提案書」を別冊の「落札者決定基準」に基づき評価を行う。

技術提案書には、入札参加資格確認通知において通知された「受付記号」を記入すること。

２）技術評価に関する書類の提出方法

技術評価に関する書類は、下記の提出書類を郵送により提出すること。

技術評価に関する書類の提出期間・提出方法・提出書類

提出期間	令和９年１月２５日（月） 午前１０時から		
	令和９年１月２９日（金） 当日消印まで有効		
提出方法	１５．問い合わせ先（申込窓口）に郵送（習志野郵便局留め）		
提出書類	実績審査書類	実績審査書類（様式４－１～様式４－１０） 実績を示す別添資料を含む	５部
	技術提案書	技術提案書（様式５－１～様式５－９）	１０部
	上記の提出書類の電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ）		１部

３）技術評価に関する書類の確認

技術評価の過程で必要と認める場合、実績審査書類及び技術提案書の内容を確認するために、書面による質問回答又はヒアリングを実施する場合がある。

７．開札

（１）開札日時 令和９年３月１９日（金）午後３時

（２）開札場所 習志野市企業局

8. 公募資料（要求水準書等を含む）を示す場所及び日時

（１）公募資料（要求水準書等を含む）を次の通り縦覧に供する。

資料名称	縦覧場所	縦覧期間
① 習志野市企業局新局舎建設工事 入札公告	ちば電子調達システム 及び 企業局 HP	公告の告示 日から開札 日まで
② 習志野市企業局新局舎建設工事 実施要領		
③ 習志野市企業局新局舎建設工事 要求水準書		
④ 習志野市企業局新局舎建設工事 落札者決定基準		
⑤ 習志野市企業局新局舎建設工事 V E 提案実施要領		
⑥ 習志野市企業局新局舎建設工事 様式集		
⑦ 習志野市企業局新局舎建設工事 請負契約書（案）		
⑧ 入札要領		
⑨ 別添資料	※下記参照	

（２）別添資料

資料番号	資料名称	縦覧場所等
別添資料①	習志野市企業局局舎更新基本設計図（入札公告用）	企業局 HP
	上記のCADデータ	企業局（手渡し）
別添資料②	対象敷地図（研修センター解体後の対象敷地図）	企業局 HP
	上記のCADデータ	企業局（手渡し）
別添資料③	インフラ関係図（切り回し部分のみ）	
別添資料④	各室諸元表（建築・電気・機械）	
別添資料⑤	将来整備（ろ過施設）に関する仮設工事等の範囲	
別添資料⑥	別途工事リスト	
別添資料⑦	事業想定スケジュール	
別添資料⑧	地盤調査報告書	
別添資料⑨	土壌汚染調査報告書	
別添資料⑩	習志野市企業局 局舎更新基本計画	企業局 HP
別添資料⑪	対象敷地の前面道路の取り扱い（自主管理道路等）	企業局（手渡し）
別添資料⑫	中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について	企業局 HP
別添資料⑬	遮音壁に関する内容	企業局（手渡し）
別添資料⑭	設計業務で行う地盤調査内容の仕様書案	企業局（手渡し）

なお、上記の別添資料の内、「縦覧場所等」欄に「企業局（手渡し）」を示している別添資料は、令和8年11月16日まで、応募者に直接、「CD-ROM」にて配布する。

(3) 公募資料に関する質問及び回答について

1) 公募資料に関する質問の受付

公募資料に関する質問は、代表企業が取りまとめて、「公募資料に関する質問書（様式 2-1）」に必要事項を記入のうえ、「15. 問い合わせ先（申込窓口）」まで電子メールにより提出すること。

受付期間	令和 8 年 10 月 28 日（水）	午前 10 時から
	令和 8 年 10 月 30 日（金）	午後 4 時まで【厳守】

※上記期間を過ぎて提出された質問書は、受け付けない。

2) 公募資料に関する質問に対する回答

公募資料に関する質問に対する回答は、企業局の公式ホームページにおいて公表する。なお、公表にあたり質問書提出者は記載しない。また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

回 答 日	令和 8 年 11 月 10 日（火）	予定
-------	---------------------	----

9. 入札保証金 入札保証金は免除とする。

10. 入札の無効 下記の①から⑦のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 指定した入札方法以外の入札
- ② 予定価格を超える金額による入札
- ③ 入札価格内訳書の添付及び記載のないもの。また、見積項目を合計した額が、入札価格と一致しない入札
- ④ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑤ 電子認証を不正に使用した入札
- ⑥ 入札要領に違反した入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 契約の締結

本事業の契約は、落札決定の日から 5 日以内に、請負契約を締結しなければならない。

12. 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の①から④までのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- ① 金融機関の保証証書

- ② 保証事業会社の保証証書
- ③ 保険会社の履行保証保険証券
- ④ 保険会社の公共工事履行保証証券

13. 支払条件

- ① 前払金及び中間前払金 有

前払金は契約金額の10分の4以内、中間前払金は契約金額の10分の2以内を請求することができる。

ただし、本工事においては、令和8年度の出来高を見込んでいないことから、令和9年4月1日以降に前払金を請求することができる。

なお、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることはできない。

- ② 部分払 有
- ③ 完成払

14. その他

- ① 参加者より企業局に提出された資料は返却しない。
- ② 提出された資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- ③ ちば電子調達システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入札日時を延期し、又は紙入札への移行を行うことがある。
- ④ 参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、企業局の承諾を得て、紙入札に変更することができる。
- ⑤ 本公告に記載する以外の事項については、入札要領及び習志野市企業局電子入札約款、習志野市企業局電子入札システム運用基準のとおりとする。
- ⑥ 本事業の履行に当たって下請け業者等を使用する場合は、できる限り市内業者を優先すること。また、本事業の履行に当たって工事用資材を購入する場合には、できる限り市内業者から購入すること。
- ⑦ 本事業に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮すること。
- ⑧ 企業局は、落札者より提出された技術提案書の内容を、市民への説明のためにその一部又は全部を公開する可能性がある。
- ⑨ 入札参加者及び応札者がいない場合は入札を中止する。
- ⑩ 週休2日制適用工事
 - ・本工事は、週休2日制適用工事（発注者指定方式）である。
 - ・受注者は、原則週休2日制で施工すること。
 - ・週休2日制の実施にあたっては、「習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領（土木等工事）」に基づき行うこと。

15. 問い合わせ先（申込窓口）

担当課	習志野市企業局 業務部 企業総務課
所在地	〒275-0017 千葉県習志野市藤崎 1-1-13
電 話	047-475-3321（内線 232, 233）
E-mail	soumu-k@city.narashino.lg.jp

以上